

【所管事務の調査（報告）】

川崎市環境教育・学習アクションプログラムの改定について

資料 1 川崎市環境教育・学習アクションプログラム（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

参考資料 1 川崎市環境教育・学習アクションプログラム【概要】

参考資料 2 川崎市環境教育・学習アクションプログラム【本編】

環 境 局

川崎市環境教育・学習アクションプログラム（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市では、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習をより効果的かつ持続的に推進するため、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」を策定し、地域や学校など様々な場で取組を進めています。

このたび持続可能な社会の実現に向けて、複雑化する環境問題に対応し、多様な主体・世代の協働・連携を通じて、主体的に行動できる人材育成を推進するため、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム（案）」を取りまとめましたので、令和7年11月26日から令和7年12月26日まで、市民等の皆様の御意見を募集しました。

その結果、11通（意見総数28件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市環境教育・学習アクションプログラム（案）」について
意見の募集期間	令和7年11月26日（水）から令和7年12月26日（金）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、ファクス、郵送、持参など
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（12月1日号）、環境情報（12月1日号） ・ 市民説明会（12月8日、10日開催）、関係団体等への出前説明 ・ 市ホームページ ・ SNS、メールマガジン ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館、かわさきエコ暮らし未来館、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、各生活環境事業所 ・ 環境局総務部企画課（川崎市役所本庁舎20階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ ヨネッティー王禅寺、王禅寺エコ暮らし環境館、かわさきエコ暮らし未来館、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、各生活環境事業所 ・ 環境局総務部企画課（川崎市役所本庁舎20階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通（28件）
内訳	意見提出フォーム（電子メール含む）	8通（21件）
	ファクス	1通（4件）
	郵送・持参	0通（0件）
	市民説明会	2通（3件）

4 御意見の内容と対応

寄せられた意見には、環境教育の担い手に関することや環境出前授業の活用に関することなど、案に沿ったものや案の内容を説明・確認するものがありました。事業者の役割や協働連携に関する一部の意見は反映し、「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」を改定しました。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 第1章 背景及び目的に関すること	0	1	0	1	0	2
(2) 第2章 これまでの取組などに関すること	0	7	0	1	0	8
(3) 第3章 体系・方針・位置づけに関すること	0	0	0	1	0	1
(4) 第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方に関すること	1	2	0	0	0	3
(5) 第5章 施策に関すること	2	4	0	1	0	7
(6) 第6章 環境教育・学習の推進と進行管理に関すること	0	1	0	1	0	2
(7) その他	0	2	0	2	1	5
合 計	3	17	0	7	1	28

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 第1章 背景及び目的に関すること (2件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>改定の背景には、一人ひとりの行動変容を促すこと。つまり、様々な環境問題について個人の立場で取り組むことだけでなく、社会の変革へつながるような行動が必要であると危機感があるものと理解する。地球温暖化問題について言えば、個人の立場で取り組むだけでは解決できないのだから、温室効果ガスの排出量が民生部門よりも産業・エネルギー変換部門の割合がいかにかを良く認識させるとともに、企業・事業者に対してはその社会的責任を果たすよう、徹底した教育が必要と考える。</p>	<p>本アクションプログラムでは、第4章05「各主体の役割」に事業者の役割を明記しています。また、第5章02ア「関心を引き付けて活動を促す取組」に記載のとおり、脱炭素などの社会が直面している課題との関わりを共有しながら事業者の環境配慮意識の醸成に取り組んでまいります。</p> <p>【本編 P21、23 参照】</p>	B
2	<p>説明文の中に「生物多様性の損失」と出ているが、「生物多様性の喪失」ではないか。</p>	<p>国の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(令和6年5月14日閣議決定)において、「生物多様性の損失」という表現が用いられていることを踏まえ、本アクションプログラムでも同様の表現をしております。</p>	D

(2) 第2章 これまでの取組などに関すること(8件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	<p>教育の現場である学校で出前授業が活用されていない状況にあるのは非常に惜しい。市民の意識や行動を変えて行くためには、これからの時代を担う子どもたちを中心に気づきや学びを広げ、子どもたちから家庭へ、家庭から社会全体に広げていくことが大切である。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>	<p>出前授業の学校での活用に向け、出前授業メニューの拡充・更新や教職員等との情報共有を図っております。今後も関係者と連携を図りながら、必要な改善を行ってまいります。</p> <p>また、第5章 施策 03 イに記載のとおり、成長過程に応じた取組が重要だと考えておりますので、出前授業の実施だけでなく、ICTを活用した環境教育教材の充実や学校施設を教材として活用する環境教育を推進するなど、今後も着実に取組を進めてまいります。</p> <p>【本編 P29 参照】</p>	B
4	<p>環境教育・学習について、つながる、伝える、活かす、を基本として推進することを支持する。しかし、これまでの成果で「環境に配慮した生活を送っている人の割合」が増えていないという結果から「つながる」「伝える」「活かす」はまだ浸透していないといえる。</p>	<p>引き続き、「つながる」「伝える」「活かす」という3つの基本的な体系のもとで、環境教育・学習の取組を推進してまいります。</p>	B
5	<p>地球温暖化防止活動推進員について、数だけを指標として追いかけていくのでは形骸化してしまうおそれがある。</p>	<p>改定前のアクションプログラムでは「地球温暖化防止活動推進員数」を指標の1つとしていましたが、今回の改定に伴い指標の数及び内容を精査し、環境教育・学習に直接結び付くような市民目線でわかりやすい項目に整理しました。今後は、新たな指標を把握しながら、効果的に環境教育・学習の取組を進めてまいります。</p>	B
6	<p>指標として「地球温暖化防止活動推進員数」があるが、高齢化が進み、活動もマンネリ化しているように思われる。累計ではなく、「地域環境リーダー、緑化推進リーダー、里山ボランティア」の毎年の修了生の数を増やすことが指標となってもよいと思う。</p>	<p>「地球温暖化防止活動推進員数」は、改定前のアクションプログラムでは指標としていましたが、今回の改定に伴い、新しい指標として「環境、緑、里山等に関する人材育成講座修了生の合計数(累計)」を設定しております。</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	<p>地球温暖化防止活動推進員は脱炭素に特化しているが、今は脱炭素、自然再興、循環経済を合せた環境保全が重視されている。名称も「地域環境リーダー」にした方がよいのではないか。</p>	<p>地球温暖化防止活動推進員の取組は、脱炭素にとどまらず、自然再興や循環経済の分野など多岐にわたっています。また、「地球温暖化防止活動推進員」の名称は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に規定されている用語となります。今後も地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、環境学習・普及啓発の取組を推進してまいります。</p>	D
8	<p>「環境教育・学習に携わる担い手の高齢化による人材不足」は、環境教育の質と機会の低下に直結する重要な課題である。この課題解決には、民間企業が持つ専門知識、技術、人材を積極的に活用する「民間活力の導入」が不可欠で、多様な形態での民間連携を可能とするべきである。</p> <p>民間企業には、出前授業、オンライン講座、教材など、質の高い環境教育のノウハウがあり、教育内容の多様化、担い手の確保、そしてより実社会に即した学習機会の創出を図ることができる。これまでエネルギーや環境に関する体験型学習プログラムを実施した際には、学校現場の先生方から「授業準備の手間が省け、専門的な内容を楽しく学べる」と高い評価をいただいた。このような取組は、教員の専門外の業務を外部が担うことで、教職員の「創造的な余白」の創出に貢献し、働き方改革の一助にもなるものと考える。</p>	<p>御意見のとおり、民間企業に参画いただくことは、担い手不足の課題解決に加え、環境教育・学習の充実としても重要であると考えております。</p> <p>今後も、民間企業も含む多様な主体との協働により、持続可能な環境教育・学習の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	<p>P.7の現行のアクションプログラムにおける分野別の成果指標の推移表で、「緑のボランティア活動箇所数」が大きく減少している。</p> <p>令和6年度は都市緑化フェアが開催され、市のとりまとめ報告によれば、これまで関心のなかった層が緑化活動を体験し、活動を行っていく層が増えたことがレガシーであるとのことだったので、今年、これらの市民が、減ってしまった活動拠点で活動を再開（もしくは新拠点で活動を開始）して、この傾向が改善されていくことを願う。</p>	<p>「緑のボランティア活動箇所数」は、直近の推移では減少傾向が見られ、この状況については、市としても課題認識しております。</p> <p>こうした状況から、昨年開催された全国都市緑化かわさきフェアで得られた成果を活かし、これまで緑化活動に関心のなかった方が体験を通じて活動に興味を持ち、今後の参加意欲につながる動きを支援しております。</p> <p>引き続き、フェアで活動を体験した方々が既存団体の活動に興味・関心を持ち、参加につながるよう情報提供や受入体制の整備を進めるとともに、新たな活動拠点の形成も視野に入れながら、減少傾向の改善を図ってまいります。</p>	B

(3) 第3章 体系・方針・位置づけに関すること（1件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	<p>方針『持続可能で豊かな未来へつなぐ心の輪 ～「知っている」から「行動している」へ～』について、「行動している」という評価の指標は何か。</p>	<p>本アクションプログラムでは、方針を定め、「つながる」、「伝える」、「活かす」という3つの基本的な体系を維持しながら、各施策を推進しており、施策評価の指標としては、第6章02「進行管理」に記載のとおり「環境に配慮した生活を行っている人の割合」や「環境出前授業の実施回数」など、5つの指標を設定しております。</p> <p>【本編 P41 参照】</p>	D

(4) 第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方に関すること（3件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	事業者の役割の中に「事業所内の従業員の環境意識を高める役割」とあるが、従業員の意識と共に、「経営者の意識」も重要である。	いただいた御意見のとおり、経営者及び従業員の双方の環境意識を高める必要があると考えられることから、記載を「事業所内の環境意識を高める役割」に修正しました。 【本編 P21 参照】	A
12	第4章の中の「国の基本方針」に基づく環境教育の目的視点等に、「人間を含む生態系の中のいのちの大切さ」「環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み」「個人の行動だけでなく、組織や地域等における集団の取組みを重視すること」等があり、これらの視点の大切さを強調したい。	第4章 04「国の基本方針に基づく環境教育の目的視点等」に記載した点を意識しながら、環境教育・学習の推進に取り組んでまいります。 【本編 P19、20 参照】	B
13	SDGs の実現に向けた取組ということであれば、令和7年11月に公表された「川崎市みどりの将来像（案）」において示されたように、SDGs の視点は「ウェディングケーキ型」であることが、環境教育においては特に望ましいと思う。環境・経済・社会のトリプルボトムにおいて、環境が基盤であるという考え方である。その考え方と視点が学習者たちに定着していくことが、環境教育・学習においては大切であり、それが、実際のアクションにつながる際の指針になることと思う。	御意見のとおり、SDGs の実現に向けては環境への取組が重要です。環境教育・学習の推進にあたっては第4章 01に記載のとおり、SDGs の視点を大切にしながら、ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえて取組を進めてまいります。 【本編 P16 参照】	B

(5) 第5章 施策に関すること (7件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	<p>第5章 03 基本的な方向性／Ⅲ人材育成とその活用「活かす」について、取組を推進するためには、学校と市民活動、事業者、川崎市をつなぐ機能の充実が必要である。川崎市地球温暖化防止活動推進センターは、学校とのコーディネート事業、事業者との連携事業、そして川崎市との連携調整機能を有しており、その機能の一部を行っていることを踏まえた記載にしてほしい。</p>	<p>基本的な方向性Ⅲ人材育成とその活用「活かす」に関する取組を推進するためには、各主体をつなぐ中間支援機能を担う人材等が重要と考えています。いただいた御意見を踏まえ、第5章03ア「環境保全活動の核となる人材育成とその活用」の＜取組の内容＞に『●地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づき指定している「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」など、様々な中間支援組織との連携を推進します。』を追加しました。</p> <p>【本編 P36 参照】</p>	A
15	<p>「その他の関連施設」＜教育関連の施設＞幼稚園・保育所について、現在では「幼稚園・保育所・こども園」というほうがよい。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、現在はこども園等の多様な保育施設があります。また、高等学校や短期大学などの様々な教育関連の施設もございますので、それらすべてを列挙するのではなく、包括する表現として「幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学 等」と修正しました。</p> <p>【本編 P25 ほか、P30 を同趣旨で修正】</p>	A
16	<p>「体験の機会の場」の認定を受けた事業者が実施する環境出前授業は、川崎市ホームページの環境出前授業の一覧で紹介されている。</p> <p>「体験の機会の場」の認定登録は、「体験の機会の場」としての施設が無い場合は環境出前授業を実施していても、川崎市から認定いただけない実態にあることから、環境教育への貢献意欲を持つ多様な事業者の参画を妨げる可能性がある。</p> <p>「体験の機会の場」登録の有無だけで判断せず、地域における環境教育・学習への貢献意欲と実績を持つ多様な事業者を適切に評価し、連携を強化すべきではないか。</p>	<p>「体験の機会の場」の認定は、環境教育等促進法に基づき、体験学習の質を担保するため、法律上、施設としての「場」の設定が要件とされています。一方で、御意見のとおり施設を持たない事業者であっても、専門性や実績を生かした出前授業等を通じて環境教育に大きく貢献していただいております。</p> <p>これまでも認定事業者に限らず、学校現場のニーズに応じて、各事業者が有する強みや特徴を活かした環境教育・学習の取組について情報提供を行ってきました。</p> <p>今後も、事業者との連携を一層強化し、環境教育・学習の取組を推進してまいります。</p> <p>【本編 P24、37 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	<p>出前授業を行なっている団体の中でも、市民団体は企業とは違い、ボランティアな活動で資金力がない。市民団体の活動を支援する仕組みも検討してほしい。</p>	<p>川崎市内では、公益財団法人かわさき市民活動センターによる「かわさき市民公益活動助成金」や各分野の中間支援組織による支援など、市民活動を後押しする多様な取組が行われています。</p> <p>また、こうした各種制度を紹介するため様々な制度や取組の情報を一覧にまとめ市ホームページで提供しています。 (https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000156304.html)</p> <p>今後も多くの方々が環境教育・学習に取り組めるよう、情報提供や交流の場の創出など、様々な支援を行ってまいります。</p>	B
18	<p>「●緑化や花苗の育成等を実施するとともに～」とあるが、緑化は以前から行われている。緑化とともに「みどりとのふれあい」という基礎的な体験が必要である。(特に幼児～小学校低学年。)この取組が環境や自然への関心を醸成し意識を高めるのでその方策も含んでほしい。</p>	<p>緑化や花苗の育成に取り組んだ経験は、御意見いただきました環境や自然への関心を醸成し、意識を高めることにつながると考えておりますことから、今後も子どもたちの育てた花苗を、公園やまちなかなどに飾る取組を継続してまいります。</p> <p>また、幼児期における「自然とのふれあい」については、第5章02イ a 「幼稚園、保育所等での取組」に位置づけ、推進してまいります。</p> <p>【本編 P30 参照】</p>	B
19	<p>食と環境教育の取組はあるか。「食」には「栽培～食」、「流通～食」、「食～廃棄」という流れが考えられるが何か具体的な取組はあるか。</p>	<p>食を通じた環境教育の取組としては、「第5章03に記載している体験の機会の場合認定事業者である明治大学黒川農場の『農業体験』」のほか、「食～廃棄」については、「第5章02に記載している環境副読本を通じて、小・中学生に対しごみの減量に関する教育を行うとともに、食品ロスを含むごみ問題に関心のある市民・事業者の参加型イベント等を開催しています。</p> <p>【本編 P31、37 参照】</p>	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	「地域環境リーダーや里山ボランティア育成講座など、地域で活動する人材育成を推進します」や「各種人材育成講座の修了生が地域で活躍できるよう、必要な情報提供 や支援を実施します」とあるが、人材育成するとともに「地域で活躍」するために「幼児環境教育リーダーの育成」に繋げるようにしてほしい。	各種人材育成講座修了生が地域で活躍できるようにするために実施する情報提供や支援の中で、幼児環境教育プログラムも紹介し、その活用促進を図るとともに、これらを含め総合的に環境教育・学習の取組を推進してまいります。	D

(6) 環境教育・学習の推進と進行管理に関すること (2件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	川崎市地球温暖化防止活動推進センターでは、学校や町内会の出前授業・講座をコーディネートしている。令和6年度は61の小中高校で出前授業を実施し、参加人数は学校と町内会を合わせると6,702名である。過去のデータも管理しており、「第2章01取組による成果の指標」になるものであると考え。	川崎市地球温暖化防止活動推進センターが実施した出前授業は、第2章01「取組による成果①」に掲載の表の「出前講座利用校の割合」として記載しております。また、今回の改定に伴い、新しい指標として「環境出前授業の実施回数」を設定しましたので、引き続き指標として適切に把握してまいります。 【本編 P8 参照】	B
22	6章で、令和7年度以降の具体的な目標数値はあるか。	改定前のプログラムでは、分野別に指標を設定し、合計20項目を設けていました。しかし、いずれも具体的な数値目標はなく、多くの項目は他の計画で進行管理されているものでした。 今回の改定に伴い指標の数及び内容を精査し、環境教育・学習に直接結び付くような市民目線でわかりやすい項目に整理しましたが、いずれも具体的な目標値は設定していません。	D

(7) その他 (5件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	<p>行政として川崎市は閉じすぎのように思う。環境に関しては、川崎市全般が都市部であるのに対して、過疎化が進む田舎（地方）との連携も大切だと思う。行政、事業者、市民のそれぞれのレベルで、地方との交流をICT活用や実際の往来（学習）を意識的に行うことで積み重ねていくことも環境教育・学習には有効であると考えている。これらのメニューも明記し、取り組むことを希望する。</p>	<p>第4章03「情報通信技術（ICT）の活用」に記載のとおり、ICTの発展により、自宅にいながら体験活動を行ったり、遠くの地域を含む多様な地域に暮らす人々と学び合ったりするなど、学びの機会は拡大しています。今後もICTの活用を進めるとともに、他地域との交流なども含めて、総合的に環境教育・学習を推進してまいります。</p> <p>【本編 P18 参照】</p>	B
24	<p>川崎市は、かつて公害副読本等で公害教育を展開してきたのだから、今こそその教訓を現場に生かして行くべきであり、これをもっとも有効かつ実効ある方法と考える。</p>	<p>第5章01アに記載のとおり、本市には公害克服に向けて取り組んできた経験や優れた環境技術、数々の環境教育・学習の拠点などがあり、これらを活用しながら、環境教育・学習を推進してきました。こうした経験を踏まえ、今後も環境副読本等の教材を活用しながら、環境教育・学習の一層の推進に取り組んでまいります。</p> <p>【本編 P24 参照】</p>	B
25	<p>令和7年10月に発表された、内閣府の「気候変動に関する世論調査」によると、92%の人が気候変動に関心があると回答しながら、人間の活動が地球を温暖化させているとのIPCCの報告を知っている人は35%にすぎない。こうした食い違いを正すのが「環境教育・学習アクション」であると思う。</p>	<p>環境教育・学習の推進については、の第5章02ア「関心を引き付けて活動を促す取組」に記載のとおり、環境問題への理解を深め、問題解決に向けた行動へとつなげる一連の流れを構築することが重要です。今後もこうした取組を着実に進めてまいります。</p> <p>【本編 P.28】</p>	D
26	<p>市のアクションプログラムとなると市域を超えた取組はできないのか。</p>	<p>本アクションプログラムでは市域を超えた取組には言及していませんが、本市の環境教育・学習の推進にあたっては、他地域との連携なども含め、柔軟に取組を進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	<p>欧米では、どんな人でもボランティア活動を経験する。大学の入学のエントリーシートに書く欄があるほどだ。日本にはそのようなシステムがないが、多様性を育てる良い機会となるので、市内の学校の評定や入試に必須項目として取り入れて、ボランティア活動を通じて環境への理解が自分ごととして捉えやすくなるのではないか。家庭では環境について考える余裕があまりないかもしれないが、成績に影響するとなればどの家庭でも必死になると思う。</p>	<p>第5章 施策 03 イ成長過程に応じた取組として、引き続き、児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、環境教育・学習を継続し、得た知識が家庭や学校等での主体的な行動実践につながるよう、取組を推進してまいります。</p> <p>【本編 P29 参照】</p>	E

6 案からの変更点

パブリックコメントによる意見を踏まえた変更

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<p>【意見 No. 11】 事業者の役割に係る記載を修正</p>	<p>(本編 p21) ・地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業所内の環境意識を高める役割</p>	<p>(本編 p21) ・地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業所内の<u>従業員</u>の環境意識を高める役割</p>
<p>【意見 No. 14】 川崎市地球温暖化防止活動推進センターが果たす機能を踏まえ、記載を追加</p>	<p>(本編 p36) ●<u>地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条に基づき指定している「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」など、様々な中間支援組織との連携を推進します。</u></p>	<p>(本編 p36) 新規追加</p>
<p>【意見 No. 15】 多様な保育施設があることを踏まえ、表現を修正</p>	<p>(本編 p25) その他の関連施設 <教育関連の施設> 幼稚園、<u>保育所</u>、小学校、 中学校、高等学校、大学<u>等</u> (本編 p30) ・幼稚園や保育所、保育・子育て総合支援センター等と連携して、「幼児環境教育プログラム」の普及や実践を進めます。</p>	<p>(本編 p25) その他の関連施設 <教育関連の施設> 幼稚園・保育所、小学校、 中学校、高等学校、大学等 (本編 p30) ・幼稚園や保育所、保育・子育て総合支援センターと連携して、「幼児環境教育プログラム」の普及や実践を進めます。</p>

その他、用語・用字の修正、指標の趣旨を説明するなど、所要の整備を行っています。